

個別品目の関税率の見直し

(繊維製品の税細分の統合)

令和3年11月5日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 経緯

関税率表第 6106.10 号の繊維製品（女子用のブラウス（綿製））には、「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」の区分において、「ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの」（以下、「ししゅうしたもの等」と言う。）（基本税率 10.9%）と「その他のもの」（基本税率 9.1%）の税細分があり、異なる関税率が適用されている。

しかしながら同号における分類の決定には、「ししゅうしたもの等」であるか否かを判断するために製造工程等に関する資料が必要となり、輸入者にとって貿易手続上の事務負担となっている。

2. 検討

上記繊維製品の税細分を統合し、関税率を統合前の各細分における税率のうち低い水準にあわせた場合、「ししゅうしたもの等」の税率は下がることになるが、国内産業は輸入品との差別化に努めており、今回の関税引下げ（10.9%→9.1%）による国内産業への影響は限定的である。

なお、令和 4 年 1 月 1 日の地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の発効により、当該品目について主要輸入先である中国からの関税率は段階的に引き下げられる予定。今回の引下げ幅は、実質的に RCEP を上回るものではない。

以上を勘案すれば、輸入者の事務負担軽減の観点から、繊維製品の国内税細分を統合し、関税率（基本税率）を統合前の各細分における税率のうち低い水準である 9.1%とすることが適当と考えられる。

（参考）RCEP 協定発効による中国からの「ししゅうしたもの等」に係る関税率は、令和 4 年 4 月に 9.5%、令和 5 年 4 月に 8.9%、以後段階的に引き下げられ、令和 18 年 4 月に無税となる。

3. 改正の方向性

関税率表第 6106.10 号の繊維製品については、「ししゅうしたもの等」と「その他のもの」の税細分を統合し、関税率（基本税率）を統合前の各細分における税率のうち低い水準である 9.1%とすることが適当ではないか。